宮津市建設工事等指名競争入札参加資格審査申請の受付（令和８年度実施）について

宮津市が令和９年度に発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札参加資格審査申請の受付を、下記のとおり行います。

なお、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等のどちらも中間受付となりますので、次の点に御留意ください。

・建設工事について

令和８年３月に資格認定を受けている者は、令和８、９年度の２年間有効としているので、今回の申請は不要です。

・測量・建設コンサルタント業務等について

令和８年３月に資格認定を受けている者は、令和８、９、10年度の３年間有効とし、令和９年３月に資格認定を受ける者は、令和９、10年度の２年間有効とします。

・注意点

既に資格認定を受けている者であっても、希望する業種を追加したい場合には、この受付期間中に申請しなければなりません。

※建設工事の市外業者及び物品・役務については、申請受付は行っておりませんので御注意ください。

記

１　業者登録区分

〔建設工事〕　※中間受付

・市内業者 ： 宮津市内に主たる営業所を有する者で、建設業法に基づき京都府知事の許可又は国土交通大臣の許可を受けている者

・準市内業者 ： 宮津市内に従たる営業所を設置している者で、建設業法に基づき京都府知事の許可又は国土交通大臣の許可を受けている者

〔測量・建設コンサルタント業務等〕　※中間受付

・市内業者 ： 宮津市内に主たる営業所を有する者

・準市内業者 ： 宮津市内に従たる営業所を設置している者

・市外業者 ： 上記市内業者及び準市内業者以外の者

２　有効期間

〔建設工事〕（市内業者、準市内業者）

令和９年度（令和９年４月１日から令和10年３月31日まで）の１年間

〔測量・建設コンサルタント業務等〕（市内業者、準市内業者、市外業者）

令和９，10年度（令和９年４月１日から令和11年３月31日まで）の２年間

３　受付期間及び受付場所

〔窓口申請の場合〕

・受付期間　令和９年１月４日(月)から令和９年１月29日(金)まで
ただし、期間中の土曜、日曜及び祝日その他閉庁時間帯を除く。

・受付時間　午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

・受付場所　宮津市役所 企画財政部 財政課 資産活用係_別館１階

〔郵送申請の場合〕

・受付期間　令和９年１月４日(月)から令和９年１月 29 日(金)まで（必着）

・宛　　先　宮津市役所 企画財政部 財政課 資産活用係

〒626-8501　京都府宮津市字柳縄手 345 番地の１

〔次回の受付〕

令和 10 年１月４日(火)から令和 10 年１月 31 日(月)までの期間を予定しています。

なお、建設工事は次回受付が定時受付に、測量・建設コンサルタント業務は次回受付が中間受付に当たり、その資格認定有効期間は以下のとおりです。

〇建設工事

令和 10、11 年度（令和 10 年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで）の２年間

〇測量・建設コンサルタント業務等

令和 10 年度（令和 10 年４月１日から令和 11 年３月 31 日まで）の１年間

４　申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できません。

〔共通〕

(1) 精神の機能の障害により建設工事及び測量等業務の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(4) 資格審査申請書を提出するときに市税を滞納している者

(5) 宮津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 20 号）第２条第３号に掲げる暴力団員等又は同条第４号に掲げる暴力団密接関係者と認められる者

〔建設工事〕

(1) 建設業法第３条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者

(2) 建設業法第 27 条の 23 第１項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

(3) 宮津市内に営業所を有していない者

〔測量・建設コンサルタント業務等〕

(1) 測量法第 55 条第１項、建設コンサルタント登録規程第２条第１項、地質調査業者登録規程第２条第１項、建築士法第 23 条第１項又は補償コンサルタント登録規程第２条第１項の規定による登録を受けていない者

※建築設備設計業務において、建築士法施行規則第 17 条の 18 に規定する建築設備士を選任で置いている者を除く。

(2) 環境測定業務（濃度測定業務、特定濃度測定業務、音圧レベル測定業務又は振動加速度レベル測定業務をいう。）において、計量法第 107 条第２号の規定による登録を受けていない者

５　申請の主な要件と注意事項

〔共通〕

(1) 建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等のみ申請を受け付けます。
物品・役務についての申請受付はありません。

(2) 資格審査申請書及びその添付書類において故意に虚偽の記載した者は、入札に参加する者に必要な資格は認めません。

(3) 支店等の営業所（以下「当該営業所」という。）で準市内業者の登録申請をされる場合の注意事項

①当該営業所が入札及び見積に関する権限、契約の締結及び履行に関する権限、入札保証金及び契約保証金の納付･受領に関する権限、代金の請求及び受領に関する権限並びに復代理人を選任する権限を有していること。

②当該営業所に常勤職員が配置され、社名掲示、電話、机等什器備品を備えていること。

③当該営業所の位置図と写真（外観、室内各１枚）を提出して下さい。

〔建設工事〕

(1) 経営事項審査については、審査基準日（通知書右上に記載されている日付）が令和７年７月１日以降のもので、申請日時点で最新のものであり、総合評定値（Ｐ）のあること。ただし、建設業法第 27 条の 28 に規定する再審査のものも含みます。

(2) 入札参加を希望する業種の建設業について許可を受けており、経営事項審査において平均完成工事高があることを登録の要件とします。

(3) 支店等で建設業法上の営業所が確認できない場合、準市内業者の登録は行いません。

〔測量・建設コンサルタント業務等〕

(1) 測量・建設コンサルタント業務等とは、測量、地質調査、土木･建築関係建設コンサルタント、補償関係コンサルタント、環境測定の業務をいいます。

６　申請内容に変更が生じた場合

変更内容の証明ができる書面を添えて、変更届を提出して下さい。

変更に係る様式は、宮津市ホームページからダウンロードすることにより入手できます。

７　申請様式のダウンロードについて

申請に係る様式は、宮津市ホームページからダウンロードすることにより入手できます。

https://www.city.miyazu.kyoto.jp/

８　問い合わせ先

宮津市 企画財政部 財政課 資産活用係

電話 ０７７２－４５－１６１１（直通） / ＦＡＸ ０７７２－２５－１６９１

E-mail zaisei@city.miyazu.kyoto.jp